

商取引の支払に関する論点の中間整理
(電子流通等を促進する支払手段に関する検討会)

1 . はじめに ~ 商取引の支払サービスの多様な発展と課題 ~

(1) 新たな支払サービスの発展とその背景

消費者取引における代金 (事業者間取引に比べ比較的少額である) の支払のために、伝統的には、現金 (日銀券・硬貨) 及び銀行送金 (振込・振替) が利用されてきた。しかし、近年、インターネット取引や通信販売等の非対面取引の発展、キャッシュレス取引のニーズの増大、24 時間営業のコンビニ等の発達による利便性の高いサービスの拡大等を背景に、収納代行・代金引換やプリペイドカード・電子マネー等の新しい支払サービスが多様な発展を遂げている。

こうした支払サービスについては、金融機関ではなく、流通や物流、通信、交通等の異分野の事業者が参入し、既存の商取引関係 (物販・物流・コンテンツサービスに係る加盟店関係等) の基礎の上にイノベティブなサービスを提供している。また、これらの事業者は、支払サービスを他のビジネスにおいて、例えば、CRM (Customer Relationship Management) 等のマーケティングツール、店舗への集客ツール、交通インフラのコスト削減のツール等として活用することにより、低コストで利便性の高いサービスを実現している。

国内外の消費者取引を促進する上で支払サービスをますます発展させていくことが求められている。その際、資金の安全性だけでなく、支払サービスのコスト、迅速さ、利便性 (手続の簡易性、サービス提供時間・場所) も含め、総合的にいかに国際競争力を高めていくかという視点も入れて検討を行うことが有意義である。日本国内においてのみ規制が行われ、国際競争力を損なう事態の生じないよう海外とのバランスも考える必要がある。また、収納代行・代金引換や電子マネーについては、規制が存在しない、又は多様な事業者が参入することが可能な軽い規制が課されるにとどまっている制度環境の下で、互いにビジネス構造や顧客サービスを競い合うことで近年発展してきたと考えられる。こうした支払サービスは、少額の決済に利用されるにとどまっており、今後とも規制によりこうしたサービスが提供されなくなり、又はその利便性が損なわれることのないよう十分に留意すべきである。

(2) 新たな支払サービスの特徴と今後の課題

我が国における支払サービスの発展の状況と課題を整理するにあたっては、為替取引規制との関係に着目する必要がある。我が国の銀行法では、為替取引を銀行の独占業務 (固有業務) とし、為替取引業務、すなわち一定の仕組みを備えた

送金業務を銀行以外の者が提供することが認められてこなかった¹。

為替取引規制は明治 26 年の銀行条例以来維持され続けているが、為替取引が銀行の独占業務とされたのは、銀行が為替商・為替会社に由来していることやかつては為替業務に専門的能力・人材を必要としたこと等の沿革的理由も大きいと考えられる。しかし長い年月が経過しこうした状況が変化した現在においても、為替取引規制を維持し続ける必要があるのか、再検討を行うことは有意義であろう。為替取引規制を撤廃し、新たな枠組みを導入すべきとの意見もある。また、もし当該規制を維持するとしても当該規制の目的、規制範囲を再確認し、必要と認められる範囲に限定することが有意義であろう。海外を見ても、米国において為替取引業務あるいは送金業務は銀行の専業とはされていないし、EU においても、信用機関以外であっても為替取引あるいは送金業務を行えるものとされている²。

特に、国際的な小口送金など簡易で安価な送金サービスに対するニーズが生じているが、現行制度の下でこうしたニーズに対応するサービスを銀行は提供できていないとして（銀行窓口の混雑、銀行営業時間の制限、高コスト等）、為替取引規制を緩和し、少なくとも少額の送金については他業種の参入を認めるべきであるとの意見もある。

他方、収納代行や電子マネー³等については、従来から為替取引規制の対象とは考えられておらず⁴、多様な担い手が参入し、消費者にとっての利便性やマーケティングツールとしての活用可能性を競い合うことにより、多様な発展をしてきている。これらの支払サービスは、以下のような特徴を有している。

- ・ 代金受領者（収納事業者・販売事業者）と支払サービス提供者（収納代行業事業者、電子マネー発行業事業者等）の間に継続的な提携関係（いわゆる「加盟店契約」）が存在している。
- ・ 単なる送金の依頼を受けているのではなく、原因関係たる販売契約・役務提供契約等の商取引の弁済の代理受領や免責的債務引受として商取引自体の決済がなされ、原因取引との一体性がある。他方、銀行送金においては、銀行は、特定の代金債務を消滅させる権限なく単純に送金の委託を受けるものであり、また原因関係たる商取引の存否によりかかる送金関係は影響を受けないものとして一般に構成されている。

このように、収納代行や電子マネー等は、原因契約である商取引との一体性があり、商取引から独立し金融取引と位置づけられる銀行送金などとは異なるものにとらえられる。

これらの商取引と一体となった支払サービス（以下、「商取引一体型支払サービス」と呼ぶ。）は、消費者にとってみれば商品・サービスの取引と直結した代金の支払手段等としての安心感や手軽さがある。すなわち、支払サービス提供者は加盟店審査を行って詐欺的商法を行う事業者を排除・抑制することが可能であるが、原因関係に影響されないとされる銀行送金の場合にはかかる取扱いを行うことは困難である。また、コスト面から見ても、収納代行等の場合には消費者は手数料を負担せず、銀行送金等に比べて消費者に有利である。また、他のサービ

ス(コンビニでの購買や定期券としての利用など)との併用による使いやすさや24時間利用可能など利便性にも優れている。こうした消費者にとっての利便性の高い支払サービスについては、引き続き、多様な担い手により提供されることが重要であると考えられ、イノベーションを促していくことが求められると考えられる。

これらの支払サービスについても、純然たる送金サービスと同様に何らかの金融規制(許可制、登録制等の参入規制及び資産の健全性の確保に関する規制)が必要ではないかとの指摘も見られる。しかしながら、支払サービス事業者の倒産等により消費者に財産上の被害をもたらすような大きなトラブルがほとんど生じていないことや、消費者による1件当たりの平均利用額は1万円程度の少額にとどまっている現状⁵を踏まえれば、規制の必要性は小さいのではないかと考えられる。通信販売業者その他の事業者にとっても、少額の代金回収を低コストで行うことができる収納代行・代金引換・電子マネー等は重要性を増しており、これらについて規制がかかることによりそのコストがあがるとすれば特に中小事業者の商取引に与えるマイナスの効果も大きいと考えられる。

もっとも、消費者の安全・安心の確保を図ることで支払サービスの利用を更に拡大していくという観点からは、収納代行事業者等の破産や誤処理の際の事後処理等について、消費者と支払サービス事業者の関係のみならず商品・サービスの提供者を含めた関係当事者間における契約ルールの明確化・整備を図っていくことは望ましいと考えられる。

以上の観点から、収納代行や電子マネー等の商取引一体型支払サービスを中心として、支払サービスに関する課題と解決の方向性を検討することとしたい。

2. 商取引の支払サービスに関するルールの検討にあたっての視点

(1) 支払者の保護～原因関係たる商取引(原因取引)の決済時点との関係～

収納代行や電子マネー等の支払サービスは消費者の事業者に対する代金債務の支払いのために利用されるものであり、商品やサービスの提供を目的とするものである。このため、原因関係たる販売契約や役務提供契約が存在しており、当該契約の決済(債権債務関係の解消)がなされた時点で、消費者は商品又はサービスに対する権利を取得し、消費者の代金債務は弁済されたことになる。通常、代金引換、収納代行については代理受領として構成され、代金引換業者、収納代行業者が代金を利用者から受領した段階で原因関係たる契約も決済されたものとされる。また、電子マネーにおいても、利用者が加盟店において電子マネーを利用した段階において決済されたものとされ、その後実際に当該事業者から加盟店に対して実際の支払がなされるかどうかは問わないとされる。したがって、当該決済時点(支払時点又は債務弁済時点)後、支払サービス事業者が倒産する等しても、そのリスクは委託事業者や加盟店が負担することとなり、利用者の側では二重請求のリスクを負うことはない。

なお、銀行送金の場合と比較すると、銀行送金においては、通常、送金受領者

の口座に資金が入金された段階で原因取引の決済がなされたものとされる。すなわち、銀行の事務処理ミス等の誤振込みにより相手方の口座に入金がなかった場合には、原因取引の決済はなされていないこととなり、そのリスクは送金者が負担することとなる⁶。このように、収納代行業者への支払時に原因取引の決済がされたこととなる収納代行等と銀行送金とでは決済のあり方が大きく異なっている。

また、収納代行等の場合には、委託事業者に対する原因関係上のサービス代金が存在しないとされる場合には、一定の条件の下、支払者（利用者）から収納代行業者に対する不当利得返還請求が認められる可能性があると考えられる⁷。これは、銀行送金において、原因関係が存在するかしないかにかかわらず、送金（為替）の法律関係が有効に成立するものとされているのとは対照的である⁸。

（２）代金受領者の保護の必要性

収納代行や電子マネー等の少額支払サービスは、代金受領者（委託事業者又は加盟店）と支払サービス提供者の間に継続的な提携関係（いわゆる「加盟店契約」）が存在していることが特徴である。したがって、支払サービス提供者が支払者から代金相当額の金銭を受領した上で支払者の債務を免責する（取引の決済を行う）ことについて、あらかじめ、代金受領者は同意している。

次に、原因関係たる取引の決済終了後に、実際には支払サービス提供者から代金受領者に受領資金の引き渡しが行われることになるが、これは、通常の委任契約に基づく受取物の引渡義務の履行としてなされ、支払者のために行われるものではないと考えることができる。支払サービス提供者と代金受領者間には与信が生じることとなるが、このような与信は、代金受領者が事業者の場合には、一般に行われる事業者間の与信（売掛金等）と何ら変わるところはない。ただし、特に複数の代行業者が関与する場合には、代金受領者が一体どの事業者を信用して取引を行っているのか明らかになるよう、支払サービス提供者との間の契約関係の明確化や、不当な資金滞留の防止等を事業者間で進めることが有意義と考えられる。

（３）電子マネー発行事業者が受領した前受金の性質

少額支払サービスのうち電子マネー等については、商品やサービスの支払に用いるまで一定期間前払い状態が続くことから、前受金についての保護の必要性が論点となる。

この点について、電子マネー発行事業者が受け入れた金銭が銀行法上の「預金の受入」あるいは出資法上の「預り金」に該当するおそれがあるとの指摘もある。しかし、銀行法上の預金や出資法上の預り金については、（イ）不特定多数の者が相手であること、（ロ）金銭の受入であること、（ハ）元本の返還が約されていること、かつ、（ニ）主として預け主の便宜のためになされたものであることを要求するとされている⁹。現行の電子マネーは、基本的に換金ができないことから元本の返還が約束されているとはいえず、（ハ）の要件を満たさないと考えら

れる。

また、利用者に対する換金を認めていない電子マネーであっても、加盟店に対する送金指図のために資金を預託されていると理解した上でプリペイドカード法を出資法上の「預り金」規制の例外と理解する意見¹⁰もあるが、特定の加盟店が提供する不特定の商品・サービスの代金として利用されることがあらかじめ消費者にも了解されており、資金の受入とはいえないと考えられるのではないかと¹¹。

(4) 金融規制のあり方

電子マネーや収納代行等の少額支払サービスについても金融規制が必要ではないかとの議論があるが、以下の点に留意することが必要と考えられる。

- 法の透明性の確保及び規制の合理化

銀行法上、「預金の預入れ」、「為替取引」(銀行法2条2項2号)等については、銀行でなければ業として行えないこととされている。また出資法上の「預り金」についても法律の特別の規定がない限り、業として行うことができない。しかし、これらの範囲については、必ずしも明確ではなく、少額支払サービスの発展の阻害要因となっているとの指摘がある。まずは、これらの概念の範囲を明確にする必要がある。

また、為替取引規制が固有業務とされたのは沿革的理由による所が大きいとすれば、情報ネットワーク等を活用し様々な支払サービスを展開できる環境が整った現在、銀行が独占する必要はないのではないかと意見もある¹²。

他方、現行の為替取引規制の範囲を前提としつつも、送金業者については、資産保全措置等の規制で足りるのではないかとし、規制のレベルの合理化を図るべきとの指摘もある。

こうした点や国際的な制度の整合性の観点も踏まえ、為替取引の概念について検討することが必要ではないかと考えられる。

- システミックリスクの有無

決済システムの保全の観点から金融規制の必要性が論じられることがある。システミックリスクとは、金融システムの不安定化、すなわち「決済システムに参加している主体が支払不能に陥った場合に、それが他の主体の支払不能を誘発するという連鎖反応が生じ、システム全体の混乱が生じるリスク」¹³を指すと考えられている。ある特定の金融機関が倒産しただけではシステムは不安定化することではなく、当該倒産を契機として多くの関連する金融機関がその資産内容の健全性いかにかわらず、連鎖的に流動性不足の状態に陥り、金融システム全体が機能しなくなる場合にシステミックリスクがあると考えられる。

電子マネー・収納代行等の支払サービスの提供事業者については、それぞれの事業者により支払サービスが提供されており、決済システムが構築されていないことから、システミックリスクが生じるものではないと考えられる。

なお、収納代行の場合、収納代行業者（コンビニ）と委託事業者（通信販売業者等）との間に単一もしくは複数の決済代行会社が介在する場合に懸念がないかとの指摘もある。しかし、日銀ネット・全銀システムのような相互一体の決済網を形成している訳ではなく、銀行システムと同様のシステムリスクがあるとは考えにくいのではないかと。例えば、間に介在する決済代行会社が倒産をしても、収納代行業者（コンビニ）に対する影響は限定的であると考えられる。

- マネーロンダリング対策との関係

マネーロンダリング防止の必要性があることが金融規制（参入規制）を基礎づける訳ではない。マネーロンダリング対策ということであれば、犯罪収益移転防止法により別途対応されるべきと考えられる。なお、マネーロンダリング対策の必要性について検討するにあたり、原因関係とは独立の金銭の送金と商品・サービスの代金の支払いではマネーロンダリングの手法や容易さなどリスクの大きさに違いがあることにも留意が必要である。

3. 収納代行・代金引換

（1）為替取引規制との関係

収納代行・代金引換については、銀行法上の為替取引規制に該当するおそれがあるのではないかと指摘があるが、従来の運用において規制対象として取り扱われてこなかった。為替取引規制について見直しを行うにあたっては、以下の通り、収納代行・代金引換はそもそも為替取引規制の対象外であるとの理解に基づいて検討を行うべきと考えられる。

- 為替取引の定義

「為替取引」の定義規定はないが、いわゆる地下銀行（銀行法 61 条第 1 号等違反）に関する刑事事件に関する最高裁決定があり、「為替取引を行うこと」とは、「顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいう」と解されている（平成 13 年 3 月 12 日最高裁第 3 小法廷決定）。当該最高裁決定については当該事件の性質を踏まえてその射程範囲を吟味する必要もあると思われるが、その趣旨については、顧客との間に為替取引をなすときは、そこに当然に信用関係が発生するため、十分な信用をもつものでなければ為替取引の利用者の保護に欠けることになるので、隔地者間の資金の媒介のごとき重要な経済的機能を行わせるべきではないなどと説明されている。

- 為替取引規制の適用範囲についての懸念

収納代行や代金引換については、現金輸送を伴わない隔地者間の資金の移転

が要素として含まれており、上記最高裁判決の定義によれば為替取引にあたりうるとの指摘もなされている。この点、上記最高裁判決の定義のうち「直接現金を輸送せずに資金を移動する『仕組み』¹⁴」との要件を、実質的にととらえ、収納代行等はそもそも為替取引に該当しないとの解釈もありうる。一方、こうした解釈は難しいとすれば、経営の効率化の観点からの事業の一部のアウトソーシングやアンバンドリングが進む我が国の経済活動において、決済流・金流についても全国的な事業基盤を有する事業者に対して代金収納や債権回収を委託することは広く行われており、商取引に基づいて生じる債権・債務の弁済の受領等を含めて広く隔地者間の商取引の決済を代理・媒介する業務がすべて為替取引の要素を含むという理由から金融規制の対象とされれば、事業者間の信用に基づいた分業を著しく困難にさせ、経済活動の停滞を招くおそれがある¹⁵。

そこで、銀行の独占業務とすべき取引と、商取引の一環としてアウトソーシングやアンバンドリングを自由に認めるべき取引の関係をどのように考えるべきかという観点から、為替取引の概念について以下検討する。

- 為替取引の概念整理（原因契約から独立した送金関係）

典型的な為替取引である振込や為替手形取引は、いずれも、原因関係たる販売契約・役務提供契約とは別の独立した法律関係を構成するものである。すなわち、為替取引の担い手である銀行は、原因契約の債権債務関係を終了・変更させる権限を有せず、単に現実に契約当事者の口座に振り込まれ、契約当事者が預金債権を（準）占有するに至った時点で、弁済の受領があったと考えられるに過ぎない。逆に言えば、為替取引は原因関係たる販売契約・役務提供契約の影響を原則として受けず、原因契約の有効・無効によらず独立した送金債務として実行される。

このような原因関係からは独立に構成される送金債務について、仕向銀行と被仕向銀行との間のあらかじめ存在する取決め（コルレス契約・内国為替取扱規則等）に基づき、仕向銀行が支払の委託をなし、被仕向銀行がかかる委託を受けてその支払を行う（又は預金債権を発生させる）代わりに仕向銀行に対し求償権を取得する仕組みを構築し、さらには、銀行間決済リスクの削減等のため、仕向銀行・被仕向銀行間の債務を相殺・ネットィング¹⁶するなどしてその差額のみを送金するなどし、資金を効率的に移転する仕組みを高度に発展させてきたのが銀行であるとはいえないか。そうだとすれば、銀行に独占させるべき業務であり、かつ、多数の債権債務者間での資金決済を行うための与信・受信が生じるようなシステムリスクの生じうる「仕組み」としての為替取引は、原因関係たる販売契約・役務提供契約とは別の独立した法律関係を構成する、純粋な「送金」に限定されるものと考えられるのではないかと¹⁷。

- 収納代行・代金引換の意義（商取引の決済手段）

以上の為替取引の理解を踏まえて、収納代行・代金引換について検討する。

収納代行業者は、単なる資金の移動の依頼を受けているのではなく、原因関係たる商取引上の権限、すなわち、弁済の代理受領権限を契約当事者たる委託事業者から付与されており、代金を受領した時点で委託事業者の特定の債権に充当して支払者（消費者）の代金債務を消滅させる権限を有していると考えられるのではないかと。したがって原因関係から独立した為替取引を行っているのではなく、委託事業者の商取引上の代理人として弁済の受領を行っていると考えられるのではないかと。また、収納代行業者が委託事業者に対して代金相当額の金銭を送付する行為は、本人と代理人の内部関係の処理と捉えられるものであり、為替取引には当たらないと考えられる¹⁸。

このように考えると、消費者保護の観点からも妥当な結論が導き出されると思われる。代理受領の場合、消費者が金銭を収納代行業者（代理受領者）に交付した時点で、その負担する代金債務は消滅することから、消費者に二重払いの危険はない。収納代行業者の倒産リスクは収納事業者が負うことになり、消費者には収納代行業者に対する与信が発生しないため、消費者保護の必要性はなくなると考えられるのではないかと。

さらに、原因契約に意思表示の欠缺がある場合については、契約当事者と同様に収納代行業者の金銭の給付保持力の基礎も失われ、不当利得返還請求の対象となりうる場合があるとも考えられるのではないかと。したがって、収納代行・代金引換の効力は原因関係の影響を受けるものであり、原因関係から独立した金融取引とは言えないのではないかと。

以上のように考えると、収納代行・代金引換は商取引の決済手段であり、為替取引規制等の金融規制の網をかける必要はなく、商取引の適正化の観点からの取引ルールを整備することが重要であると考えられるのではないかと。

（２）収納代行・代金引換に関する取引ルールのあり方

収納代行・代金引換については、収納代行事業者が代金を受け取り、消費者が払込票に領収印を受けた時点で消費者は「弁済」により免責される、と認識されていることから、領収印の押印された払込票によって消費者が支払の事実を証明できれば、再請求されても拒絶できると考えられている。また原因関係が存在しないなど理由のない請求であった場合は、原則として加盟店（販売事業者）と消費者間で返還処理がなされるが、当事者間で適切な解決が行われない場合には、収納代行事業者が、代わりに消費者に対して返金を行うケースもあるようである。また、理由のない不正な請求が多発する場合には、収納事業者が、加盟店との加盟店契約を解除するなどすることもあるようである。こうした実務上の取り扱いを引き続き進めていくことで消費者の安全・安心を確保し、支払サービスの利用の更なる拡大を図ることが重要であると考えられる。支払者、収納代行事業者、収納事業者の三者間において、契約関係・責任分担の明確化や不正請求の防止という観点から、例えば、以下のような事項について検討することが望ましいのではないかと。

支払者の保護

- 二重弁済の防止
 - 代理関係について収納事業者と収納代行業者との契約や収納事業者と支払者（消費者）との間の契約（領収書）に明示すること。
 - 代理受領を行うにあたり領収書を交付すること。
 - 取引記録を保存し、請求があった場合等に利用者に対して提供すること。
- 不正請求の防止
 - 加盟店（収納事業者）の審査事項について標準的な水準を明確化して、悪質加盟店の排除を図ること。収納代行業者間で悪質加盟店等に関する情報交換を行うこと。
 - 事業者名や請求サービス内容を請求書に明示するか、又は消費者からの申し出に対して回答すること。
 - 収納代行業者が収納事業者に対して代金相当額の金銭を送付する以前に原因契約の無効等（架空請求等）を知った場合など一定の場合には支払者に対して民法上の不当利得返還責任を負う可能性がある（ダイヤルQ2 事件判決¹⁹）ことも考慮に入れ、消費者からのクレームがあった場合の対応²⁰を定めること。

収納事業者と収納代行業者の責任分担

- 収納代行業者が代金相当額の金銭の引渡しを行わないまま倒産してしまうリスクがあるが、基本的に事業者間の信用に基づく取引であり、収納事業者に対して代理人として受領した代金相当額の金銭を送付するまでの期間が長期間とならぬよう一定期間内とすること、そうでなければ受取資金を自主的に保全すること。

4. 電子マネー

（1）現行のプリペイドカードと為替取引規制との関係

いわゆる「電子マネー」についての一つの定義で指し示すことは困難であるが、我が国で発行されている「電子マネー」は特定の加盟店でのみ利用可能であり、加盟店で利用されると、電子マネー発行事業者から加盟店に対して銀行送金が行われる、いわゆる「クローズドループ」の電子マネーである。したがって、その基本的性格は第三者発行型のプリペイドカードであると考えられる。

そこで、電子マネーについて金融規制が必要であるかどうかについて検討するにあたり、プリペイドカードと為替取引の関係を検討する。具体的には、消費者による加盟店におけるプリペイドカードの利用行為と、プリペイドカードに電子的に保存された金銭的価値の利用者から他の利用者への譲渡について、為替取引との関係を検討する²¹。

加盟店での利用の場合

プリペイドカード（第三者発行型）の法的構成については、学説上は様々な可能性が指摘されている²²。このうち、最も有力と考えられるのは、プリペイドカードを加盟店において使用した時点で加盟店がカード発行者による免責的債務引受けを認めるとの構成である²³。すなわち、カード発行者と加盟店との間の事前の合意に基づき、プリペイドカードの利用時において、発行者が、利用者の代金債務について免責的債務引受けを行うものと理解される。こうした理解は、現在普及しているプリペイドカードに関する約款において、加盟店で利用した際に利用者の代金債務が免責されるとされていることと整合的である。

この場合、利用者との関係では原因債務そのものについて免責的債務引受けがなされるのであり、（原因関係から独立した）為替取引とは異なるものであると考えられるのではないかと²⁴。

加盟店以外の者への譲渡（利用者間の譲渡）の場合

一部のプリペイドカードについては利用者間で実質的に電子的価値の移動を行うことができると見られるものも存在しているが、換金性がないのであれば、譲受人も返金を原則として請求できないため、「資金」の「移動」があったとはいえないのではないかと。

（２）サーバー型電子マネーの規制のあり方

いわゆるサーバー型電子マネーについては、有体物である「証票」を觀念することが困難であるため、現行のプリペイドカード法の規制対象外とされている。このため、いわゆるICカード型のプリペイドカードと機能的には同一であるとして、プリペイドカード法の規制対象に含めるべきであるとの議論がある。

こうしたサーバー型電子マネーについて、それ自体に価値があると考えられるためには、有価証券法理の枠外にある電子的データを捉える必要があるため、私法上の効力（特に譲渡の要件、譲渡の債務者対抗要件、第三者対抗要件、差押可能性）についての法整備が必要になるのではないかと考えられる²⁵。こうした私法上の整備を行わないまま、単に行政的観点から電子的データそれ自体に価値があることを前提とした規制を行った場合、サーバー型電子マネーについての私法上の位置づけはあいまいなままとなり、法律関係が不明確なまま放置され、利用者保護の観点から問題が生じるとも考えられる。

他方、サーバー型電子マネーの本質は、電子データそれ自体ではなく、裏側にある契約関係（例えば、免責的債務引受けを求める権利）であると考えられることも可能である。しかし、こうした券面・データに表象されない背後の契約関係それ自体をプリペイドカード法の規制対象とすることになれば（すなわち証拠証券的な証票・データそれ自体も規制対象とすることになれば）、前払いを伴う商取引全般に規制が拡大することになって過剰規制となるのではないかと考えられる。前払型の商取引の規制については、個別法に基づいて開示規制や前受金保全措置

などが設けられている場合もあるが、一般的な規制法は現在のところ存在していない。個別的な規制法により規制される場合であっても、一般に多額となりやすい取引類型に限定するなど、利用者保護の必要性が特に高い場合に限られているのではない。

なお、現行のプリペイドカード法を拡張することも考えられるが、商品券やテレホンカードなどの流通性の高い証票を規制対象としており、記名式で再発行可能なもの（いわゆる証拠証券）は対象とならないとされている²⁶。これらの証票について、供託等の規制対象とされた趣旨は、その利用者保護のためとされる。他の前払いを伴う商取引に比して、どのような点で利用者保護の必要性が高いのかという理由については必ずしも明らかではないが²⁷、前払式証票については、有価証券等²⁸として転々流通することが予定されていることから、発行者とは直接の契約関係にない第三者であっても安心して当該前払式証票を取得できるよう流通性確保の観点から、一定の供託を義務づけたのではないかと考えられる。

こうした現行の整理を参考として、適切な範囲に規制対象を画することが必要と考えられるのではない。

（３）換金性のある電子マネー（プリペイドカード）の規制のあり方

換金性があるプリペイドカード型電子マネーについて、加盟店以外の者に譲渡できる場合は、為替取引に該当するとされるおそれは否定できない。しかし、前述のように自由に換金できるわけではなく、一定の手数料が引かれるとすれば、「資金性」がないため、預り金と同様に考えることはできず、為替取引に該当しないとの考え方もありうるのではない。また、少額の換金にとどまっているのであれば、為替取引規制の対象にする必要はないという考え方もありうるのではない。

他方、何らの制約なく自由に換金ができ、利用者間で価値が移転できるプリペイドカードについては、預金口座を用いた送金と同様の機能を有しうることから、為替取引に該当する可能性が否定できず、発行会社について送金と同様の規制をすとの整理もありうるのではない。

（４）プリペイドカード型電子マネーに関する取引ルールのあり方

プリペイドカード型の電子マネーについては、弁済の時点については、ICカードから加盟店端末等に電子的価値が移転し、処理完了の表示がなされた時点とすることを利用約款に規定しており、消費者は弁済が完了したことを、端末機の処理完了表示、レシート等で確認することができることとなっている。また、不正使用の場合にも記名式であればカードの利用停止措置やデータ回復請求をとることができる場合もある。こうした実務上の取り扱いを引き続き進めていくことで消費者の安全・安心を確保し、支払サービスの利用の更なる拡大を図ることが重要であると考えられる。さらに、支払者、発行事業者、加盟店の三者間において、契約関係・責任分担の明確化や不正請求の防止という観点から、例えば、以下のような事項について検討することが望ましいのではない。

- 二重弁済の防止
 - 電子マネーの利用契約に商取引の決済（支払）時点を明示すること。
 - 書面又は電子的方法によりレシートを交付すること。又は、取引記録を保存し、利用者に対して提供できる態勢をとること。
- 不正請求の防止
 - 加盟店(収納事業者)の審査事項について標準的な水準を明確化して、悪質加盟店の排除を図ること。事業者間で悪質加盟店等に関する情報交換を行うこと。
 - 電子マネー発行事業者が加盟店に対して代金相当額の金銭を送付する以前に原因契約の無効等（架空請求や返品処理）を知った場合など一定の場合には支払者に対して民法上の不当利得返還責任を負う可能性がある（ダイヤルQ2 事件判決²⁹）ことも考慮に入れ、消費者からのクレームがあった場合の対応を定めること。
- 不正使用の防止
 - 一定のセキュリティ基準を設けて関係事業者全体として不正使用の防止に取り組むこと。
 - 利用者に落ち度なく第三者による不正使用が行われた場合等には、原状回復又は返金措置を行うことを検討すること。

5 . ポイント

(1) ポイントと少額支払サービスの関係

いわゆる「企業ポイント」については、事業者が顧客の囲い込みを図る目的で、自社の製品やサービスを購入した顧客に対して無償でポイントを付与するものであり、いわゆる「おまけ」や「値引き」といった事業者の販売促進策として発行されてきたと考えられる。しかし、現在では、他の事業者との提携によるマーケティングの実現（相互送客）やポイントの魅力の向上のために、他社のポイントとの交換や電子マネーへの交換が進んでいる。こうした変化を踏まえ、ポイントに流通性や交換価値が生まれており、電子マネーと同様に代金支払や決済手段として利用しうるものではないかとの指摘がある。さらに将来ポイントの消費者間での譲渡が活発に行われるようになれば、消費者保護の要請はさらに増えていくことも考えられる。

このため、ポイントと少額支払サービスの関係のあり方について整理をした上で、現時点で発行・流通しているポイントの評価やポイントに関するルールのあり方について検討する必要があるのではないかと考えられる。

この際、以下の点に留意することが必要ではないか。

- ポイントの利用範囲（流通性・汎用性）
ポイントの利用範囲は、原則として、特定の事業者が提供する商品やサー

ビスの提供を受けるための利用に留まっているが、ポイントとの交換により他のポイントや電子マネーを取得する場合に、利用範囲が一般的に広がっていると理解すべきかどうかは問題となる。

この点、ポイント交換の現在の実務としては、事業者間の提携による相互送客等を目的として行われていることが多く、また、ほとんどのポイントサービス事業者は、ポイント交換提携先の審査を行っているようである。このため、ポイント交換比率も提携関係によってまちまちであり、同じポイントであっても交換経路によって必要とするポイントの価値は相当異なる。交換を繰り返す場合には相当の減価が生じ、また、一定の期間がかかるのが通常である。また、ポイントの交換範囲についても、各事業者のポリシーによって相当異なっている。ポイントが主として販売促進等のために発行されていることから、同業他社とのポイント交換については消極的である。したがって、少なくとも現時点においては、通貨類似の機能、すなわち、いつでもどこでもあらゆる財・サービスと交換できる汎用性のある価値保存手段として価値の基準機能を有するとはいえないと考えられる。

また、消費者間でのポイントの譲渡については、現在のところ、一般的には行われていない。

通貨類似との点については、紙幣類似証券取締法との関係で、「どこでも」「誰でも」「何にでも」利用できるという3要件が全て満たされることが必要であると解されており、原則として換金性のない譲渡性のあるプリペイドカードであってもこれに該当しないと考えられてきたところである。ポイントについては、消費者間の譲渡が一般的にできないとされていること、換金ができる場合にも一定の手数料が徴収されるのが一般的であること、加盟店が限定されていること等に鑑みれば、通貨類似といえる段階にまで達しているとはいえないのではないかと考えられる。

- ポイントについての引当処理等の規律

ポイントは発行主体のイニシアティブにより柔軟に価値付けがなされて無償で発行されるものであり、また、利用者からの対価を得ずに発行されるものである。また、流通性についても譲渡ができないものが多く、汎用性についても対象商品・役務が限定されているなど、銀行預金のような一般的通用力を持つ貨幣類似の機能としてポイントを位置づけて規制することは適当でないと考えられる。また、ポイントはおまけや値引きとして付与されており、事業者が発行しうるポイントの原資の額には自然と限度があると考えられる。他方、多額のポイントを発行している企業については、ポイント発行事業者がいったん倒産をするとポイントは無価値となりかねないことから、企業会計による情報開示を通じた適切な規律付けがなされることが望ましいのではないかと考えられる。現在の実務においても引当金処理がなされているが、今後の国際会計基準の動き（分割売上処理）も踏まえ、ポイントの性質に応じた適切な情報開示のあり方を検討する必要がある。

- 消費者契約としての規律

ポイントについては個別性が高いことから、横断的規制よりも契約上の保護を図ることがまずは適当であると考えられる。

ポイントは、発行にあたって利用者に対してどのように位置づけて伝達しているのか、ポイントの発行量の大小、ポイント交換によって得られたかどうかなどにより、その性格が多種多様であるが、その中でも利用者の意識として一定程度の期待があることが想定されるポイントについては、消費者との契約の適正化という観点から、表示内容の適正の確保、詐欺的なポイントプログラムの禁止、契約内容の変更・廃止にあたっての事前告知など、一定の規律があることが重要であると考えられる。

例えば、ポイントの特質に応じて、以下の事項等の必要性について検討することが望ましいのではないか。

- 重要な約款変更・ポイント・プログラムの廃止等にかかる事前告知の手続きを定めること。
- 付与条件、使用対象商品・役務、使用条件、有効期限、破産の場合の取扱い、重要な約款変更・ポイントプログラムの廃止等にかかる事前告知等の、重要な事項を明示するなど、利用者保護に欠けることのない措置を設けること。
- ポイント交換にあたっては、交換率、交換条件、交換先ポイントの利用条件・有効期限等の重要な事項を明示するなど、利用者保護に欠けることのない措置を設けること。
- 誤解・誤認を生ぜしめるような表示を行わないこと。
- 利用者に落ち度なく第三者による不正使用が行われた場合等には、原状回復を行うこと。

(2) ポイントと為替取引の関係

以上のとおり、ポイントについては、会計制度や契約上の規律に従って、適正な発行・流通が行われることが期待される。他方、支払サービスとして利用されるのではないかと指摘を踏まえれば、為替取引との関係を整理しておくことは、事業の安定性のために重要であると考えられる。

ポイントが為替取引を行うことを可能とするものであるかどうかのメルクマールとしては、金銭(資金)の預託、ポイントの譲渡性、換金性が掲げられるのではないか。

すなわち、為替取引といえるためには、「資金の移動」が少なくともあったといえる必要があり、「資金の移動」があったといえるためには、最初に、当該資金移動目的のための「資金」預託が必要である。そのため、ポイントの取得にあたって利用者が金銭的出えんを行っている必要があると考えられる(金銭的対価の支払い)。次に、これが譲渡により、第三者に移転することが必要であり、さらに、これが、換金により、「資金」の形に戻しうることが必要である。なお、

換金可能といっても、相当の換金手数料を支払うなどにより減額が生じるような場合には、「資金」とは評価しえず、為替取引には該当しないと考えることができるのではないか。そのようなポイントは、商品・サービスへの使用を主たる目的としていると考えられるのであって、換金が認められているからといって、その換金が主たる目的とされている訳ではなく、「資金」と同様のものと評価することはできないと考えられる。

「企業ポイント」については消費者が金銭で購入するものは含まれないとすれば、為替取引には該当しないと考えられるのではないか。

(3) ポイントとプリペイドカード法との関係

プリペイドカード法の規制については、いわゆる対価を得て発行されているかどうか要件として重要であるが、ポイント交換について、交換相手の発行企業から交換元の発行企業に対して金銭の交付があること、又は、ポイントの利用者（消費者）により交換元のポイントが提供されること、をとらえて対価性が問題となるのではないかと指摘もある。

しかし、前者については、同法は消費者を保護するための法律として位置づけられ、事業者の支払う対価は対価として考慮されていない（同法3条5号において、「その使用者のために商行為となる取引においてのみ使用することとされている前払式証票」は適用除外されている。また、監督指針5-1-1(1)においては、「商行為として購入する者への販売であり、当該業者が消費者への転売を予定していないもの」について適用除外とされている。）。

また、後者についても、ポイント交換は、おまけとおまけの交換であって交換後のポイントについても、おまけとしての保護で十分ではないかと考えられる。ポイントを行使して、ポイント交換先のポイントを取得しているとの整理も可能である。

この点について、「おまけ」といっても、ポイントの中には、単なる事実上の期待にとどまらず、一定の私法上の保護（権利性）が与えられるものがあるのではないかであるのかという点も議論がある。しかし、私法上の保護があるとしても、さまざまな保護のレベルがありうる。

プリペイドカード法の対象にするか否かという論点は、発行企業が破産した場合に供託制度により利用者に対して供託された金銭について別除権者として一般債権者よりも優先的地位を必ず与えるべきであるのかどうか、という問題である。したがって、発行企業が破産した場合にポイント所有者がどの程度保護されることになるのか（破産債権者となるのか、破産債権者となる場合、少額債権者として優先的に弁済を受けるのか）という点も踏まえた上で、慎重に検討することが必要ではないかと考えられる。

6．終わりに

情報技術の進歩による収納代行や電子マネー等の新たな少額支払サービスの発展に対応する法制度のあり方を検討することは急務である。その際、これまでの少額支払サービスの発展の背景・要因を踏まえて、イノベーションの促進の観点から事前規制はその目的に応じた最小限のものに留めるべきであると考え。また、消費者利便や安心の確保は少額支払サービスに関する政策を考える上で最も重要な視点であり、商取引の決済手段としての収納代行や電子マネーのビジネス構造の実態に即して、契約による保護や自主的取組みの充実を図ることが求められよう。

本研究会では、具体的な政策論として消費者取引における少額支払サービスに関するルールのあり方を検討したが、流通機能・情報機能・金融機能が融合する現在、本問題の射程範囲は、為替取引規制等の金融規制のあり方全般に及ぶものである。こうした視点も含め本研究会において提示された視座が具体的な法制度の検討に向けた議論の成熟のための一助となることを期待したい。

以上

- 1 いわゆる「ナローバンク（狭義銀行）」論は、金融仲介機能と決済機能をと共に担うフルバンクを前提に公的規制（自己資本規制や早期是正措置等）や預金保険制度・中央銀行貸出により金融システムの安定化を図る現行制度は規制コスト（銀行のモラルハザード等）がかかりすぎるため、決済機能と金融仲介機能を分離し、決済機能を担うナローバンクについては一定の安全資産に運用を限定すべきとの主張である。ナローバンク論は金融のイノベーションの観点から主張されておらず、決済情報を金融仲介機能に利用することによる「範囲の経済性」を奪うものであるとの批判も多く見られる。
- 2 現時点では、EU域内において為替取引を金融機関の専業としている国も存在しているが、支払サービス指令（Payment Services Directive、2007/64/EC）の施行により、すべての加盟国において、銀行とは異なる免許制度の下で、非金融機関が送金などの支払サービス業務を行うことが認められるようになる。
- 3 1990年頃に電子マネーに関する制度的検討が行われた際には、Mondexのような個人間で発行者の関与なく転々流通するいわゆるオープンループ型の電子マネーも想定されていた。しかし、日本で普及している電子マネーは、クローズドループ型の電子マネーがほとんどであり、これらのクローズドループ型の電子マネーにおいては1回の取引毎に加盟店に対し発行者が代金を支払うこととなっている。また、換金性も一般になく、加盟店も一定の範囲に限定されており、汎用性の観点からも金銭には及ぶべくもない。従って、そもそも電子「マネー」との呼称が妥当なのかという問題もある。
- 4 銀行法において収納代行（代理受領）業務は、「国、地方公共団体、その他会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い」にあたるものとして付随業務にあたると考えられ（銀行法10条2項9号）銀行の専業とされる固有業務とは区別されている。なお、ここにいう「国、地方公共団体、その他会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い」については、「銀行が顧客と事務委託者との間に立って事務委託者のために金銭出納等を行うことが本号に該当すると考えられる。」（大蔵省銀行局内金融法令研究会編「新銀行法精義」大蔵財務協会、昭和58年、150頁）とされ、具体的には、「日銀代理店としての国庫金、国債収入金等の出納事務、地方公共団体の指定金融機関等としての公金の出納事務、国税、地方税及び各種公共料金の自動振替、株式払込金の受入れ、株式配当金及び社債等元利金の支払事務、クレジットカード会社と提携したキャッシングサービス。」（大蔵省銀行局内金融法令研究会編「新銀行法精義」大蔵財務協会、昭和58年、150頁）学費等の受領事務（木内宜彦「金融法＜現代法律学全集41＞」青林書院、1989年、348頁以下）などがこれに該当すると考えられている。代金引換事務についても、同様と考えられる。また、電子マネーについては、事業者からの照会に対する金融庁のノーアクションレター（平成16年7月9日付）があり、「加盟店から弁済の受領行為（代金回収業務）を委任されているのであり、単に資金移動の仲介を委任されている銀行法2条2項2号にいう「為替取引を行うこと」とは異なると考える。」と回答している。このノーアクションレターは、換金性のない電子マネーの提供について、為替取引に該当しないとしているという点で注目されるのみならず、代金回収の委任については、為替取引に該当しないことを前提としている点においても注目される。
- 5 田淵文美「わが国における『少額代金支払いサービス』の現状と課題」（消費者信用2008年8月号）24頁以下参照。
- 6 最高裁判平成6年1月20日判決（金融法務事情1383号37頁）参照。利用者と直接の契約関係にない被仕向銀行の瑕疵・破産等により振込が完了しなかった場合にも、利用者がリスクを負担することとなる。
- 7 最高裁判平成13年3月27日判決（平成11年（受）第766号）参照。当該事件においては、NTT社は、委託事業者であるダイヤルQ2事業者に対して「利用者からの受領代金から手数料を差し引いた額」を引き渡していたにもかかわらず、不当利得の返還請求が認容されている。なお、米国においても、「米国統一商事法典（UCC）4Aは振込について原因関係を問題とせず、入金記帳後は、預金債権を有効成立させる形になっている。したがって、現状では、以上のように振込と原因関係との間は分断されているとの法理がある」（杉浦彦彦「決済システムの電子化と決済法理の変容-決済システムの電子化に伴う変容と決済法理への影響に関する試論-」14頁）。EUの支払サービス指令の対象を画定する上で重要な役割を果たす「支払取引（Payment Transaction）」の意義については、「支払者又は支払受領者により開始される行為であって、支払者と支払受領者との間の『原因関係の有無にかかわらず』、資金を預け入れ、移転し、又は引き出す行為をいう。」とされ、原因関係の有無にかかわらないものであることが明示されている（4条5項）。また、経済産業省からのEU担当者に対する照会に対し、代理受領型の収納代行サービスは、支払サービス指令の対象とならないとの回答があったとのことである。
- 8 誤振込の事案で、最高裁は、「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込があったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対してその金額相当の普通預金債権を取得する」と判示している（最高裁判平成8年4月26日判決（民集50巻5号1267頁）参照）。
- 9 齊藤正和「出資法（改訂版）」（青林書院、2000年）66頁、小山嘉昭「銀行法」（株式会社きんざい、平成16年）123頁などは、上記4要件をあげる。また、法制局もその回答において当該4要件をあげている（『「いわゆる百貨店友の会」と出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律第二条の預り金禁止について』（昭和29年11月16日法制局長官の大蔵事務次官に対する回答）<佐竹浩・橋口収共著「銀行法-銀行実務講座第二巻-（改訂版）」有斐閣[1958年]147頁参照>）。金融庁監督指針第3分冊2-1-1(2)も同旨。
- 10 岩原紳作「決済法制の再検討 1総論」（金融法務事情1842号（2008年）38頁）

- 11 百貨店友の会（割賦販売法の前払式特定取引（商品の売買の取次ぎ）に該当。）の行う会費の受入が出資法上の預り金に該当するか否かについての大蔵省意見が参考となるものと思われるので、以下に引用する（佐竹浩・橋口収共著「銀行法-銀行実務講座第二巻-（改訂版）」有斐閣[1958年]147頁参照）。
- 「出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律」（以下「預り金取締法」という）の第二条にいう「預り金の経済的性質は、つぎのごときのものであると解する。すなわち、（イ）不特定多数の者が相手であること。（ロ）金銭の受入であること。（ハ）元本の返還が約されていること。（ニ）主として預け主の便宜のためになされたものであること。本件照会で、特に問題となるのは「元本の返還」とは同価額の金銭の返還ということになる。しからば「金銭の返還」とは何であるかというに、（a）金銭そのものが交付された場合は勿論であるが、（b）金銭そのものの交付が行われなくともつぎのごとき場合も金銭の返還が行われたものと解されている。すなわち郵便小為替の送付、郵便貯金払出納書の交付、あるいは支払の確実な銀行振出もしくは銀行の支払保証をした小切手の交付等である。（c）又現実に上記のような金銭あるいはこれに代わるものの交付がなされなくとも、預け主の負っている金銭債務の弁済に充当することによっても金銭の返還が行われることとなる。しかしながら、上記（b）の論をさらに進めて、同価額の商品又はサービスを提供することは、たとえその商品又はサービスの種類が特定していないからといって、これを小切手等の交付と同じく「金銭による元本の返還」と同視することは困難であろう。何となれば当事者の意思は商品又はサービスの提供ということを中心としているのであって、それは「制限された購買力」の返還すなわち金銭による返還と考えるよりも「不特定ではあるがある商品又はサービスの提供を請求する権利」が実現されたものであると解すべきであるからである。又上記（c）の場合はいわゆる預金の振替支払（当座口振込）と見られるものであるが、此の場合においても当初より元本返還を約した預金契約に便宜元本返還にかえて振替契約が附合したものであって、当初よりある種の金銭債務の弁済に充てるのみの目的で、金銭を受け入れていたのであれば、それを「元本の返還を約した金銭の受入」すなわち「預り金」と見ることは困難であろう。要するに「預り金」の実体としては、「元本返還の約束」が要件であり、その元本とは金銭又は上記に述べたような金銭と同視しうるものでなければならぬと解する。
- 「友の会」についてみると、会員から会費を受入れ、満期になれば受入れた会費に相当する金額の当該百貨店の商品を購入せしめるものである。この間の法律構成は「友の会」が会員に対し受入れた会費に相当する金額の当該百貨店の商品を引き渡す債務を負っているとするか、あるいは会員に対し受入れた会費を会員の購入した当該百貨店の商品の代金決済に充てるという債務を負っているとするかである。何れにしても会員は「友の会」に対し金銭すなわち全面的購買力による元本の返還を請求することはできない。そこには「元本返還の約束」という「預り金」の要素は見られない。したがって「友の会」の行う会費の受入は「預り金」に該当しないものと解せざるを得ない。（以下略）
- 12 米国においても、為替取引は、銀行の独占業務とはされていない。また、欧州の信用機関指令においても、銀行の独占業務とはされていない。
- 13 全国銀行協会金融調査部編著「わが国の銀行（2003年版）」財経詳報社、13頁参照。また、岩原紳作「決済法制の再検討」金融法務事情 1842号、37頁においては、「多数の決済取扱機関が決済システムを構成して1つの機関の破綻が他の機関の連鎖破綻を引き起こし、決済システム全体の危機に陥る」リスクと表現されているがほぼ同旨と思われる。
- 14 この点、小山嘉昭「詳解銀行法」（金融財政事情研究会、平成16年）155頁以下は、以下のようにシステムにおける「預り金」（要求払の「資金」）の存在の重要性に言及しており、注目される。すなわち、「今日、銀行業の外延が大幅に広がると同時に、流通業、情報産業、製造業、さらには一般企業など「非」銀行業の外延もまた、金融業務の取込み等を通じてこれに劣らず拡大している。そのような流れのなかで為替取引という業務範囲をあまり硬直的に考えることは妥当とはいえない。あくまでも銀行法の法目的を踏まえつつ、ケースバイケースで検討することとなる。その際、システムのなかに出資法が禁止している「預り金」が脱法的に存在していないかがかなり有力な手掛かりになるように思われる。それは為替取引的な行為が営業レベルに立ち至るとすれば、自らが支配する決済口座的な機能の提供が不可避になる場合が多いからである。」ここでは、「システム」（仕組み）として、「預り金」口座（いわば要求払の「資金」）の振り替えを用いた決済が想定されている。最高裁のいう「仕組み」とは、無内容なものではなく、このように、一定の実質を備えた概念として理解される必要があるのではないか。
- 15 為替取引の概念を広く解した場合、次のようなサービスについてまで為替取引該当性が問題となってしまう。商社が、その顧客会社の依頼を受けて、その取引先に対する債権の請求・代金回収を代行する事務。また、取引先に対する代金支払を代行する事務。そして、これらをあわせて行い、債権・債務をネットिंगして差額のみを決済する事務。
- 弁護士や司法書士が、依頼者の代理人として、依頼人から金銭を受領しこれを相手方に支払う事務、又は、依頼人を代理して相手方から金銭を受領しこれを依頼人に支払う事務。行政書士が、登記費用を代理して支払う業務。
- サービサー業務。
- 保険代理人が、加入者から金銭を受領し、これを保険会社に引き渡す事務。（保険代理人は保険契約の代理締結権までではない場合が多いと思われる。）

コンビニ会社が、利用者から、店頭において、ガス会社や国・地方公共団体を代理してガス料金や税金を受領する事務。(下請会社、孫請会社、さらにその孫請会社などまで全て為替取引を行っていることとなる。) 第三者発行型プリペイドカードを発行する事務。

ビル・マンション管理会社が、入居者・退去者から、(日割)賃料や、原状回復のための損害賠償金を、賃貸人に代わり、受領する事務。また、賃貸人に代わり敷金を返還する事務。

旅行代理店が、ツアー顧客の航空チケット・宿泊代金・バス代金等の代金を予め受け取り、これをまとめて顧客の代理として支払う事務。(契約本体について媒介としかならない場合ももちろん含まれる。)

運送業者などが行う代金引替業務(下請会社、孫請会社、さらにその孫請会社などまで全て為替取引を行っていることとなる。)

新聞の集金人による集金。

証券代行業務(配当金の代理支払等の業務。)

- 16 為替の原理において、相殺を重視する文献として、和島雄三ら「新銀行実務総合口座6外国為替」金融財政事情研究会[1987年]2頁以下。「一般的に『為替』とは、『現金を輸送することなしに隔地者間の債権・債務を相殺という手段により同一地域の代金決済に振替えかわすこと』をいう」とする。全銀システム等においても、相殺等によりリスクの最小化が図られている。
- 17 送金によって依頼人と受取人との間に通常存在する原因関係である取引が決済されることは当然ありうるが、これは送金関係の外の関係にとどまっているとされる(木内宜彦「金融法<現代法律学全集41>」青林書院、1989年、317頁以下)。
- 18 現実には、収納代行業者から販売事業者に対する送金のために銀行振込・振替が利用されている場合が多い。
- 19 注7参照。
- 20 委託事業者に返金その他の適切な対応を促し、適切な対応を行わない委託事業者との加盟店契約は解約するなどの対応が考えられるのではないか。
- 21 換金性がないことを前提とした事案において、為替取引に該当しないとした法令適用事前確認手続きに基づく照会への回答(ノアクションレター)がある(平成16年7月9日付)。事案としては、以下のとおり。ユーザーは、照会者のHPで、電子マネーの発行を受け、照会者はその代金を利用者から受領し、その後、ユーザーが照会者の加盟店のショッピングサイト等で買い物をする際に電子マネーを利用できるというもの。
- 22 債権譲渡構成もあるが、利用者が加盟店において電子マネーを使用した後においても、利用者が破産をしてしまうと、債権譲渡の第三者対抗要件(確定日付のある通知)を備えていない限り、加盟店は、利用者の破産管財人に譲渡を対抗できないこととなりかねず、不当であるとの批判がある。また、支払指図構成もあるが、これによれば、原因関係の決済の時点が、電子マネー業者から加盟店への入金の時期まで遅れることとなりかねず、実情にあわないと批判されている。
- 23 例えば、小林明彦『プリペイドカード発行会社の倒産をめぐる諸問題』(松沢三男編「プリペイドカードの法律と実務」(商事法務研究会、平成3年)66頁)。
- 24 清算機関による有価証券債務引受業と銀行法との関係について、高橋康文・長崎幸太郎「証券取引法における清算機関制度」(きんざい、平成15年)34頁以下は、債務引受けを行い、自己の債務の弁済行為を行っているにすぎないことを理由に、為替取引に該当しないと整理しており、参考となる。以下に、これを引用する。「為替取引とは、隔地者間において、直接に現金を送付することなく、資金の授受の目的を達成すること(小山嘉昭『銀行法』)と解されている。資金の送受者間における資金授受の原因関係(売買等)とは無関係に、送金者と取扱銀行間の委任契約に基づいて行われるものである。これに対して、清算機関が行う業務は、資金授受の当事者間において存在する原因関係(有価証券の売買による代金支払等の債務)自体を引き受け、その結果、自らが負担する弁済として金銭の支払等を行うものである。すなわち、清算機関が行う代金支払債務の引受けは為替取引における原因関係と位置づけられるものであって、清算機関が行う代金の支払は自己の債務の弁済行為にすぎないことから、為替取引に該当しないものである。」
- 25 「差押ができないような財産を作り出すことは、国や法の立場から考えまして認めがたいことです。もし電子マネーがそういうものであるとしますと、電子マネーを法が認めるわけにはいかないこととなります。逆にいえば、執行が可能であり、執行の対象になりうるとする理論構成でないかぎり、電子マネーを社会的・法的に認知するのはむしろかしいと思うのです。」(「電子マネーを考える(下)」(NBL679号、1999年)49頁、伊藤眞教授発言)。
- 26 金融庁監督指針第三分冊5「プリペイドカード関係」
 - 5-1-1 前払式証券に該当しない証券等
 - (1) 次に掲げるものについては、法第2条第1項に規定する前払式証券に該当しない。

本人であることを確認する手段等で証券等自体には価値が存在しないもの

前払式証券の発行等に関する取扱いについて(平成2年8月大蔵省銀行局長通達)
 - 第一 前払式証券に該当しない証券等
前払式証券の規制に関する法律における証券等の取扱いは次のとおりとする。
 - 一 次の証券等は、法第二条第一項に規定する前払式証券の定義から除外する。
 - (2) 記名式で再発行可能なもの(いわゆる証拠証券)

-
- ²⁷ 前払式証票規制法の前身である商品券取締法は、「いわば、小売商保護の経済社会政策的考慮から、百貨店の上に著しく有利な経済条件とならざるを得ない百貨店商品券を制肘して、その優位を減殺しようとの意図で生まれた法律」であった（宇田一明「商品券取締法の研究」（札幌学院法学 5 巻 2 号）158 頁参照）。その後、規制枠組みは基本的に維持されつつも、その法目的は、変わってしまっている。
- ²⁸ 前払式証票（プリペイドカード）について金券とする見解もあるが、同見解については強い疑義も呈されている。すなわち、「金券について、法律上定義があるわけではないので、定義の問題と考えれば誤りとまではいえない。しかし、『金銭と同様に支払としての効力を有する』とか、『それ自体価値物としての効力が与えられている』という説明は、法律にかかる効力規定があるものであれば、それで済むが、契約に基づくものについては、その前提となる法律構成を示していない点に問題がある。」（杉浦宜彦・片岡義広「電子マネーの将来とその法的基盤」9 頁）とされ、また、「法律によってその効力が与えられたものを金券とするのが一般的理解である（上柳克郎「民事法学辞典」2020 頁、金融庁事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 5-1-1(1) 参照）」などと批判される。この他、テレホンカードについての最高裁平成 3 年 4 月 5 日決定（民集 45 巻 4 号 171 頁）も参照。
- ²⁹ 注 7 参照。

電子流通等を促進する 支払手段に関する検討会

委員名簿

- | | | |
|----|--------|----------------------|
| 座長 | 落合 誠一 | 中央大学法科大学院教授 |
| | 井上 聡 | 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 |
| | 片山 直也 | 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 |
| | 久保田 隆 | 早稲田大学大学院法務研究科教授 |
| | 小塚 莊一郎 | 上智大学法学部教授 |
| | 土井 悦生 | ポールヘイスティングス法律事務所 弁護士 |
| | 柳川 範之 | 東京大学経済学研究科・経済学部准教授 |
| | 山下 純司 | 学習院大学法学部教授 |